



国家戦略特区ヒアリング説明資料

平成27年7月24日（金）

香川県

1. 瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡大戦略特区構想 ～ 交流から移住・定住へ ～

目指すべき姿

- ◎本県の地域特性である、瀬戸内海・アートを活用した観光・交流を切り口とする産業活性化策により、観光産業を地域に根差した裾野の広い産業に、より成長・発展させるとともに、地方における交流人口の拡大の最先端モデルを創る。
- ◎将来的に本県への移住・定住の促進につなげ、人口の社会増を目指す。



戦略的な観光振興の取組み

- 平成25年7月に「香川県産業成長戦略」策定
 - ・成長のエンジンとなる分野 「観光関連分野」◎「瀬戸内海」の活用を明記
 - ・重点プロジェクト ～世界に発信「アートの香川」プロジェクト～

特色ある自然環境

- 日本で初めて指定された国立公園「瀬戸内海国立公園」の中心に位置
- 県花・県木で日本一の生産量を誇るオリーブで知られる小豆島、現代アートの聖地として世界的に有名な直島をはじめとする、大小110余の島々が存在。



地域資源を活用した取組みにより、年々増加する観光客

年々増加する観光客数

県外観光客入込数(香川県)



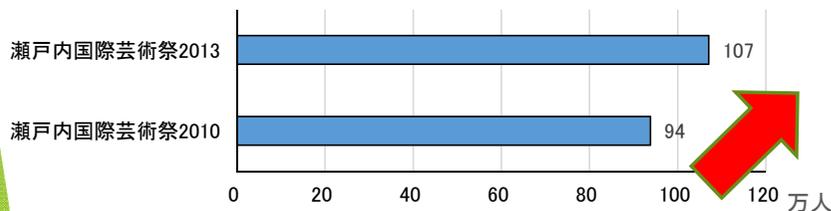
航空ネットワークの充実等による海外からの観光客急増

外国人延べ宿泊者数

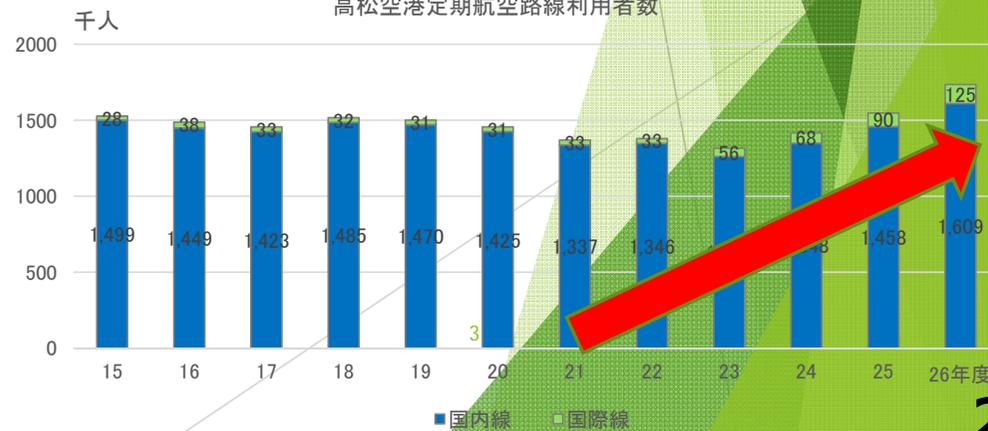


地域資源を活用した観光の推進

瀬戸内国際芸術祭総来場者数



高松空港定期航空路線利用者数

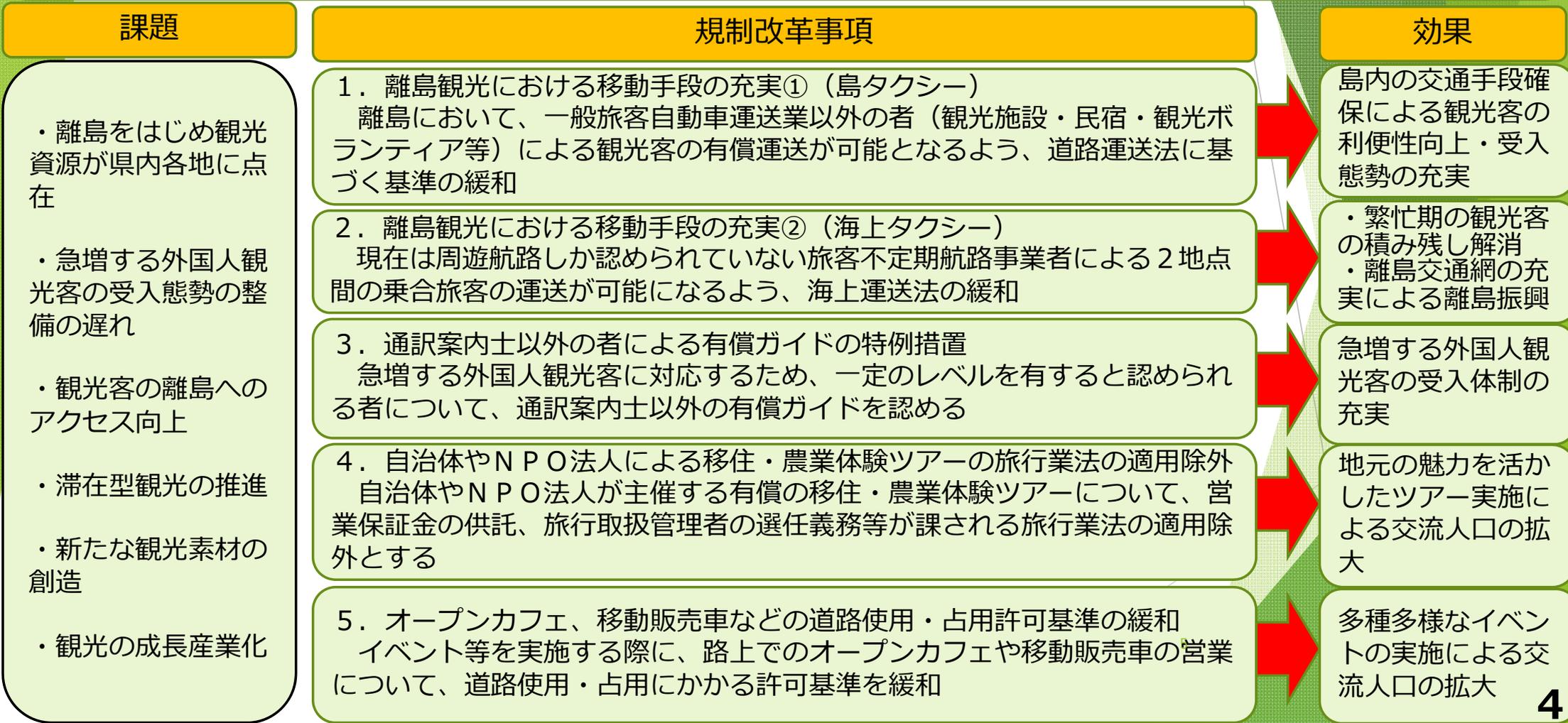


「アート県かがわ」の取組みと課題

- 国内外からアーティストを招聘し、瀬戸の12の島々を舞台とした「瀬戸内国際芸術祭2016」が来年3月に開幕
- 観光圏整備法「香川せとうちアート観光圏」認定
- 「四国遍路」日本遺産初認定。
- 全国初の全県的「かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）」運用
⇒取組みが評価され、今年7月、2016年サミット（伊勢志摩サミット）関係閣僚会合（情報通信相会合）の開催地が高松市に決定
- ⇒瀬戸内海・離島・アートなど、本県独自の資源を生かした取組みを積極的に展開する一方で、受入環境の整備が課題となっている。



1. 瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡大戦略特区構想 ～ 交流から移住・定住へ ～



2. テレワーク導入促進のための労働環境整備

背景

- 自宅やサテライトオフィス、テレワークセンターでの就労を可能とするテレワークを促進し、地方における働く場、優秀な人材を確保
- 首都圏からの移住に適した特性
 - ・災害が少なく温暖な気候
 - ・都市機能と自然が近接（田園都市）



現状

遠隔雇用の場合、就業場所ではなく、事業所のある地域の最低賃金が適用され、大都市企業の地方における求人を阻害

根拠 最低賃金法第9条第2項

提案

最低賃金の適用を、事業所のある地域ではなく、就業場所のある地域を基準とするよう変更

効果

- 大都市から地方への企業の一部機能移転の促進
- 多様な働き方の普及・促進による働く場、労働力の確保
- 首都圏からの移住者の増 ⇒人口の社会増を目指す。

3. 介護サービス事業等における短期間派遣労働者の受入れ

背景

超高齢社会を迎え、介護ニーズが多様化していく中、介護職員に求められる知識や技能も高度化・専門化・多様化しているが、介護の職場は恒常的に人手が不足しており、現任の介護職員がスキル向上や資格取得のために外部研修を受講することが困難な状態になっている。

現状

日雇派遣（日々雇用又は30日以内）は、一部の業務（通訳や研究開発等）を除き禁止

根拠
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の3第1項
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条

提案

政令で定める日雇派遣が認められている業務に介護を追加し、現任介護職員がスキル向上や資格取得のための研修受講の際に、介護サービス事業者が代替職員として30日以内の短期間の派遣労働者の受入れを可能とする。

効果

代替職員を円滑に配置することにより、現任介護職員のスキル向上や資格取得のための機会を確保し、職員の育成とモチベーションの向上、さらに職員の定着を促進することができる。

4. 農地中間管理事業に係る農業振興地域外農地の適用範囲拡大

背景

- 全国一面積が小さい本県では、住宅地や市街地が農地と近接するなど、農村での混在化が進んでおり、農業振興地域に限らず生産性の高い農業が行われている地域が存在
- 上記の地域では、農業振興地域の設定要件を満たさないものの、農業生産上重要な農地も存在し、農業者からは農地集積を求める声が挙がっているなど、事業実施の期待が高い。
- 地域の実情に応じた農業振興の必要性



現状

農地中間管理事業の実施地域は農業振興地域内の農地に限定

根拠 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項3号

提案

地域の実情に応じ、知事が農業振興上認められた地域について特認地域として農地中間管理事業の実施地域とする。

効果

- 多様な農地集積の推進による働く場、担い手の確保
- 農地の有効活用の促進や経営の効率化による農業の競争力の強化

